

平成 22 年 5 月 18 日

口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化について

政府は、口蹄疫の発生は、危機管理上の重大な課題であるとの認識の下、宮崎県において発生し、拡大しつつある口蹄疫についての対策を更に強化し、総力を挙げて取り組んでいるところです。特に、今回の発生地域は、畜産への依存度が極めて高い地域であることを踏まえ、発生農家や移動制限の影響を受ける農家の生活支援、経営再建・維持のための対策に万全を期することとしております。

このような状況の下、貴傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 農家等をはじめ、口蹄疫の発生等により債務の弁済に支障を生じている顧客から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努める等、円滑な資金供給の確保に一層努めること。

なお、昨年 12 月 4 日から施行されている「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)は農家等も対象としていることに留意すること。

- (2) 口蹄疫の発生等により債務の弁済に支障を生じている方に限らず、これ以外の農家・農業者の方々に対しても、借り手の状況を丁寧に把握した上で、コンサルティング機能を十分に発揮しながら、引き続き円滑な金融仲介の役割を果たすこと。